

思いがけない妊娠に

とまどうあなたへ

あなたの出産と産後を応援する

多くの人がいます。

ひとりで悩まないで、まずは、**相談**してください。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、
あなたに代わって大切に育ててくれる

「**特別養子縁組制度**」があります。

まずは**児童相談所**に、お電話ください。

☎ 全国共通ダイヤル

いち はや く

1 8 9

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえのない命です。
あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩み、抱え込まずに、まずは **相談** を！！

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって大切に育ててくれる「**特別養子縁組制度**」があります。

「特別養子縁組」ってなに？

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。**児童相談所全国共通ダイヤル『189』**でお住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は**匿名**で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する**秘密は守られます**。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→→→ **お住まいの市町村役場にご連絡ください。**

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→→→ で検索してください。